

## オンライン資格確認システム導入の経過措置

2023 年 3 月末日時点でオンライン資格確認（以下、「オン資」）システムの導入が完了していない医療機関について、以下の経過措置が出されました。義務化の例外は、現在紙レセプト請求が認められている医療機関のままで拡大されません。**詳細は当協会 HP の「オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について」をご確認ください。**

	やむを得ない事情	経過措置の期限	補助金の支給要件（導入完了日）
①	2023 年 2 月末日までにベンダーと契約したが、導入に必要なシステム整備が未完了	システム整備が完了する日まで（遅くとも 2023 年 9 月末日まで）	2023 年 9 月末日
②	オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない	オン資に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから 6 カ月後まで	2024 年 3 月末日
③	訪問診療のみ提供する医療機関	訪問診療のオン資居宅同意取得型の運用開始まで（2024 年 4 月予定）	2024 年 3 月末日（※）
④	改築工事中、臨時施設の医療機関	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで	2023 年 9 月末日
⑤	廃止・休止に関する計画を定めている医療機関	廃止・休止まで （遅くとも 2024 年秋まで）	2023 年 9 月末日
⑥	その他特に困難な事情がある医療機関	特に困難な事情が解消されるまで	2023 年 9 月末日

（※）補助交付期間

**⑥の「その他特に困難な事情」について** ★九州厚生局を通じて厚労省への照会で個別に判断。

- ・高齢の医師・歯科医師でレセプト取扱い件数が少ない（目安：2023 年 4 月時点で月平均レセプト件数が 50 件以下で年齢 70 歳以上、65～69 歳は個別判断）
- ・自然災害等により継続的に導入が困難
- ・その他例外措置又は①～⑤の類型と同一視できる特に困難な事情がある場合

### カードリーダーの申し込みについて

支払基金より送付された紙申請書にて郵送申込する場合は、2022 年 12 月末日までの記入日になれば 2023 年 4 月 4 日の特例補助の対象となるそうです。年末年始で郵送に時間を要することから、2023 年 1 月 13 日（金）までの必着でも認めるとのことで厚労省に確認しています。

**※ 本ニュースや算定についてのお問い合わせは FAX 又はメールにてご連絡ください。**

佐賀県保険医協会

TEL : 0952-29-1933 FAX : 0952-23-5218

MAIL : [hoken-i@star.saganet.ne.jp](mailto:hoken-i@star.saganet.ne.jp) HP : <http://saga-doc.jp/>